



区における行政への参加の考え方

～区民会議のリニューアルに向けて～

令和3（2021）年5月

川 崎 市





はじめに

川崎市では、平成 16（2004）年に「自治基本条例」を制定し、市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを基本理念として掲げ、参加と協働による地域課題の解決に向けた調査審議を行う区民会議を設置・運営し、誰もが生きがいを持てる市民自治を推進してきました。

これまでの区民会議は、平成 17（2005）年度の試行を経て、平成 18（2006）年に「区民会議条例」を制定し、附属機関として 6 期 12 年に渡り、各区で開催され、活動の成果を挙げるものの課題が顕在化してきました。

そうした中、平成 28（2016）年度に設置した「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」から、“参加と協働による地域課題の解決”の「新たなしくみ」が必要とする提言を受け、平成 31（2019）年 3 月に「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定し、これまでの区民会議が担ってきた機能を「参加と協働による地域課題の解決」の機能と「区における行政への参加」の機能に整理いたしました。

「参加と協働による地域課題の解決」の機能については、多様な主体による市民創発型の課題解決をめざすこととし、「区における行政への参加」の機能については、政令指定都市という大都市における都市内分権という視点と既存制度の運用における課題等を踏まえて検討してまいりました。

平成 31（2018）年度・令和元（2019）年度のコミュニティ施策検討有識者会議や、令和 2（2020）年 11 月に「区における行政への参加の考え方」検討の方向性について取りまとめ、町内会・自治会への説明、元区民会議委員への説明会などで御意見をお伺いしたところです。

説明会等でいただいた御意見を踏まえ、これまでの区民会議が担ってきた役割（機能）や成果、課題等を整理・検討し、この度、「区における行政への参加の考え方」を策定しました。

今後は、この考え方にに基づき、より良いしくみとなるように常に試行錯誤し、改善を図りながら取組を推進してまいります。

目次

第1章 総論	1
1 目的	1
2 位置付け	2
第2章 自治基本条例における区民会議の位置付け	3
1 市民自治	3
（1） 基本理念	3
（2） 自治運営の基本原則	3
（3） 区及び区役所の位置付けと区長の役割	4
（4） 区民会議	5
2 これまでの区民会議の取組	5
（1） 位置付け	5
（2） 構成	5
（3） 所掌事務	6
（4） これまでのあゆみ	6
（5） 区民会議を通じた参加と協働による課題解決の流れ	7
（6） 主な取組課題	8
第3章 区民会議のあり方検討の経過	9
1 区役所改革の基本方針	9
（1） 区役所の果たすべき役割	9
（2） 区民会議のあり方の検討	9
2 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言	10
提言：参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ	10
提言：その他関連する制度等との関係	11
3 これからのコミュニティ施策の基本的考え方	11
（1） 市民創発の共有	11
（2） 既存施策の方向性	12
4 区民会議意見交換会及びアンケート調査	13
5 コミュニティ施策検討有識者会議	15

第4章	区における行政への参加の基本的な考え方	16
1	検討における要点	16
(1)	区役所に求められる機能	16
(2)	参加する市民の代表性のあり方	16
(3)	コミュニティ施策の推進と地域で支え合う関係づくり	17
(4)	これまでの制度運用における課題	18
2	制度運用の方向性	19
(1)	方向性	19
(2)	基本的な考え方	19
第5章	「新しい参加の場」の基本的な枠組み	22
1	具体的な取組の方向性	22
2	開催に関するガイドライン	24
(1)	「新しい参加の場」及び参加者の位置付け	24
(2)	開催単位	24
(3)	開催主体	24
(4)	実施形式の例	24
(5)	意見集約や提言等	25
(6)	区民会議のリニューアルに向けた取組であることの明示	25
(7)	構成メンバー（参加者）の選出・人数・任期	25
(8)	構成メンバー（参加者）の役職等	25
(9)	構成メンバー（参加者）への対価	25
(10)	公開	26
(11)	開催記録	26
(12)	実施結果の取扱い	26
3	今後の検討課題	27
(1)	説明会等でいただいた主な意見・質問等	28
(2)	今後の検討課題	30
第6章	今後のスケジュール	31
資料		32

第1章 総論

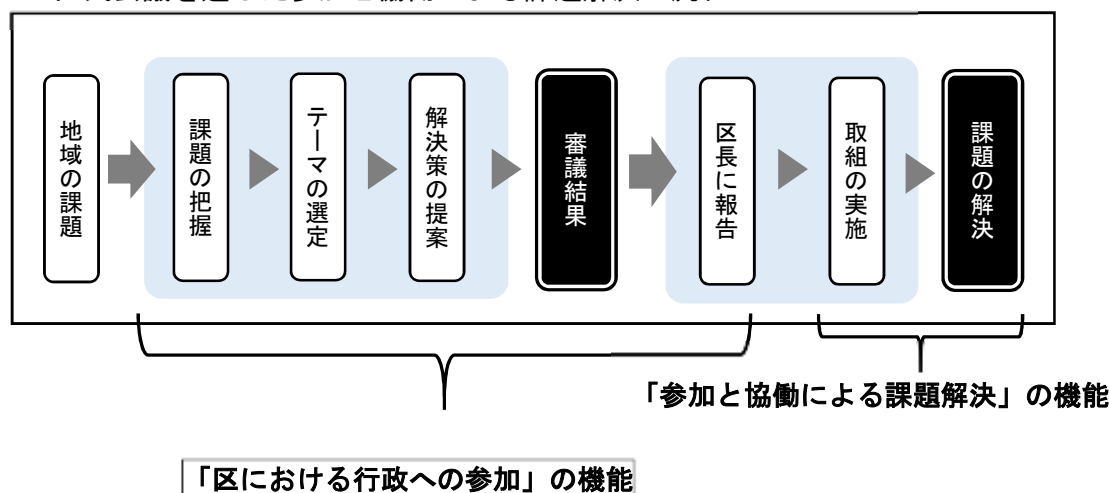
1 目的

これまでの区民会議が担ってきた「区における行政への参加¹」の機能について、これまでの制度運用における経験や、「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」の提言、区役所に求められる機能等を整理し、総合的に検討してきました。

この度、区における暮らしやすい地域社会の実現に向けて、自治基本条例第22条の制度趣旨を踏まえて、市民の主体的な参加による意見を区行政及び市政等に反映するよう努めるため、「区における行政への参加」の機能を具現化する「新しい参加の場²」のしくみを構築することを目的として、「区における行政への参加の考え方（以下「参加の考え方」といいます。）」を策定します。

<これまでの区民会議>

区民会議を通じた参加と協働による課題解決の流れ



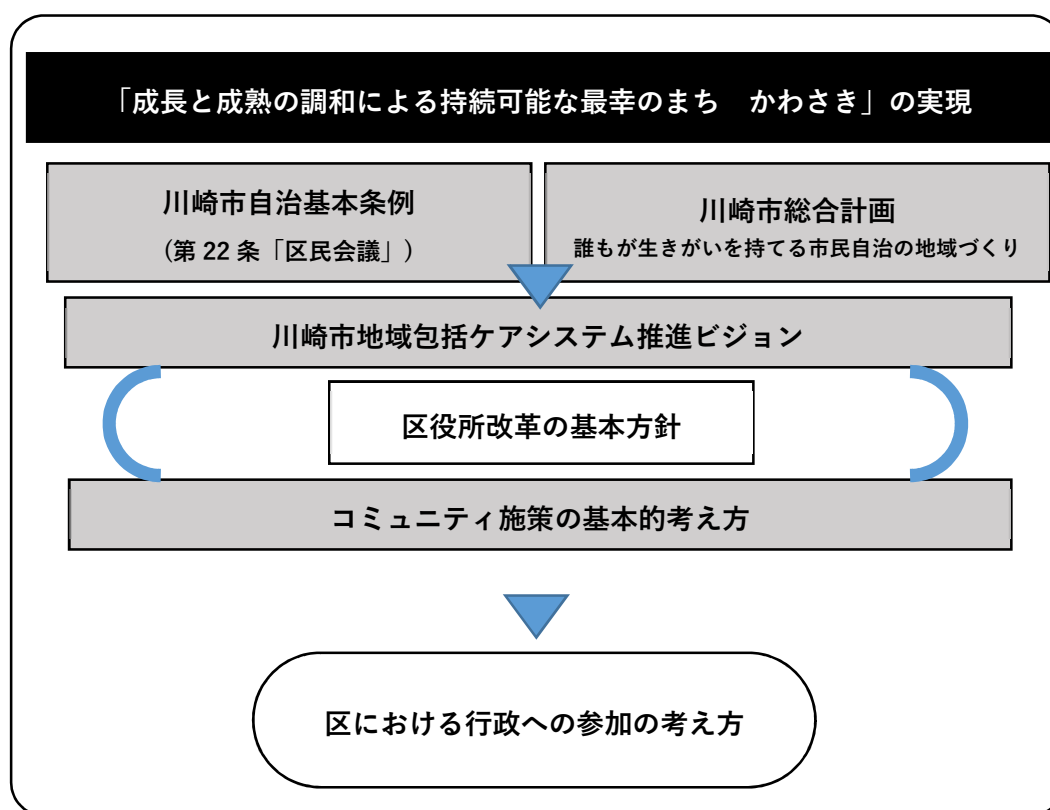
¹ 「区における行政への参加」…平成31（2019）年3月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」で、これまでの区民会議が担ってきた機能を「参加と協働による課題解決」の機能と「区における行政への参加」の機能に整理しました。この「区における行政への参加」とは、自治基本条例第22条に基づく概念として、「市民が地域課題の解決に向けて、意見や提案をするため、主体的に話し合いの場に加わることを指します。

² 「新しい参加の場」…これまでの区民会議に代わる場として、「区における行政への参加」の機能を具現化したものを指します。

2 位置付け

「参加の考え方」は、「川崎市総合計画」や「区役所改革の基本方針」、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方（以下「コミュニティ施策の考え方」といいます。）」などを踏まえながら、これまでの区民会議が担ってきた役割（機能）や成果、課題等を総合的に整理・検討し、これまでの区民会議に代わる「新しい参加の場」のしくみや、今後の取組に関する基本的な考え方及び枠組みを定めるものです。

自治基本条例第22条は、「自治運営の基本原則」の一つである「参加の原則」を「区」で制度として保障するという枠組みであり、どのように運用していくかということが重要です。超高齢化社会・人口減少社会の到来や、ポストコロナ時代を見据えた取組など急激な社会環境の変化に適切に対応しながら、地域包括ケアシステム³の構築に向けた取組等との連携も含め、市民自治の推進を図ります。



³ 地域包括ケアシステム…少子高齢化と相まって超高齢社会が進行する中で、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりのことです。川崎市では、高齢者や障害者、子どもに関わる施策をはじめとする保健医療福祉分野に限らず、まちづくりや教育、経済分野などあらゆる行政施策が連携したシステム構築をめざしています。

第2章 自治基本条例における区民会議の位置付け

川崎市では、自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、情報共有、参加及び協働を「自治運営の基本原則」として、行政運営、区のあり方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、平成16（2004）年12月に「自治基本条例」を議会の議決を経て制定し、翌年4月に施行しました。

以下で、市民自治と区民会議に関する内容を整理します。

1 市民自治

（1）基本理念

同条例第4条では、自治の基本理念を明らかにし、市民と市が、共に市民自治の確立を目指すこととしています。

（基本理念）

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- （1） 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- （2） 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- （3） 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

（2）自治運営の基本原則

同条例第5条では、市民、議会、市長等が共に担っていく自治運営の基本原則として3つの原則（情報共有、参加、協働）を定めています。

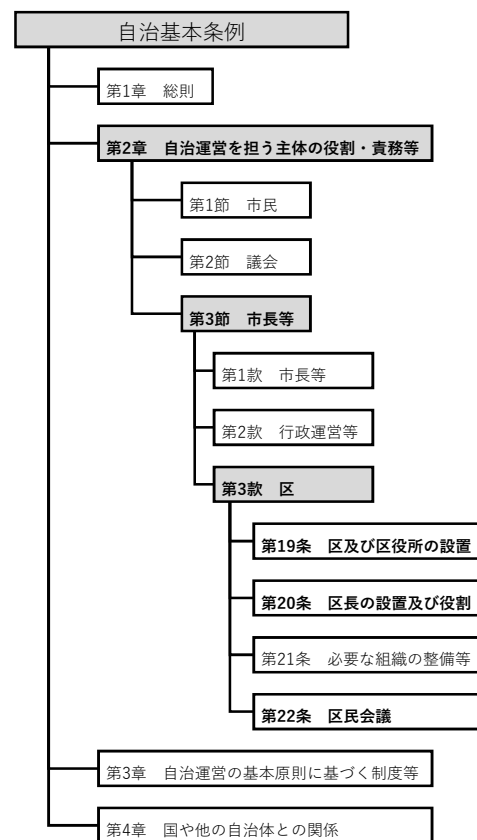
（自治運営の基本原則）

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- （1） 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
 - （2） 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
 - （3） 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。
- 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

(3) 区及び区役所の位置付けと区長の役割

- 同条例「第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等」、「第3節 市長等」のなかに、「第3款 区」として、市における区及び区役所の位置付けについて規定しています。
- 同条例第19条では、法に定める区及び区役所のあり方だけではない市における位置付けを定めています。
- 同条例第20条では、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、区長が果たすべき役割を定めています。



(区及び区役所の設置)

第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

(区長の設置及び役割)

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

- (1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。
- (2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するように努めること。
- (3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

（４）区民会議

○同条例第22条では、第5条で定めた「参加の原則」を「区」で制度として保障するものとして、それぞれの区に、区民によって構成される会議（通称「区民会議」）を設置することを規定しています。

（区民会議）

第22条 それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）によって構成される会議（以下「区民会議」といいます。）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

2 これまでの区民会議の取組

区民会議は、平成17（2005）年度の試行期間を経て、平成18（2006）年に制定した区民会議条例に基づき、これまで6期12年間に渡り「参加と協働による地域課題の解決」を目的に各区において開催され、課題解決に向けた調査審議を行うとともに、調査審議結果を区長に提出し、区長はこれを区行政及び市政に反映するよう努めてきました。

（１）位置付け

暮らしやすい地域社会をめざして、参加と協働により、区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行う市長の附属機関として各区に設置していました。

（２）構成

○委員

各分野から団体推薦・公募・区長推薦の委員20人以内、任期2年で組織され、市長が委嘱していました。

○参与

市議会議員、県議会議員は、選挙区とされる区の区民会議に参与として出席することができ、話し合いの場で必要な助言を行っていました。

（３）所掌事務

区民会議では、区における地域社会の課題を把握し、参加と協働により、その解決を図るための方針及び方策について調査審議しました。

例えば子育て支援、身近な環境の改善、まちの活性化など、市民の皆様の地域での活動や、日々の暮らしの中で発見した地域社会の課題について議論しながら共通の理解を図り、解決の方向性や具体的な解決方法、取組の担い手などを検討しました。

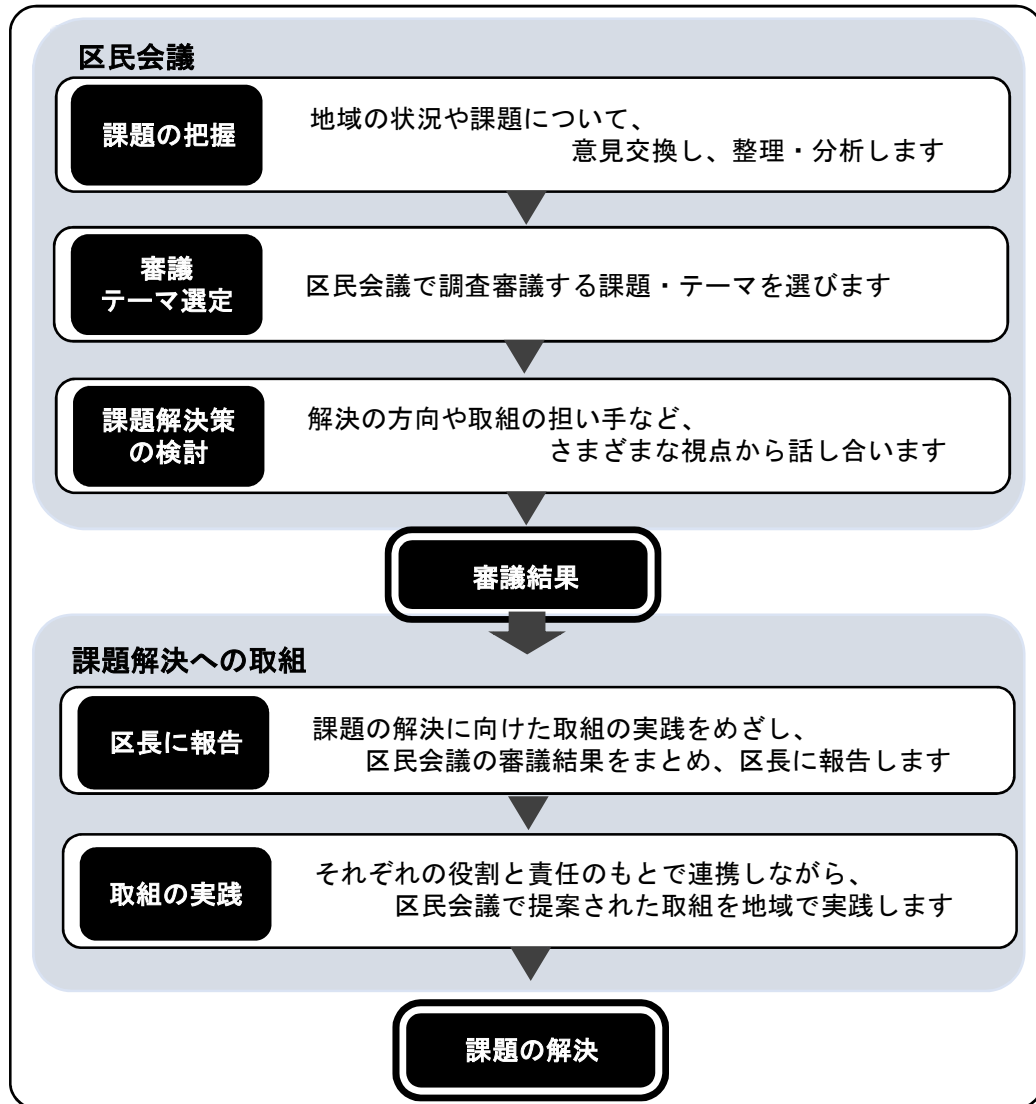
また、提案や提言にとどまらず、課題解決の取組を実践するなど、課題解決の機能も果たしてきました。



（４）これまでのあゆみ

- ・平成 17（2005）年 4 月 自治基本条例施行
- ・平成 17（2005）年 7 月 試行の区民会議を開催（各区 3 回）
- ・平成 18（2006）年 4 月 区民会議条例施行
- ・平成 18（2006）年～ 第 1 期区民会議（任期 2 年）がスタート
- ・平成 20（2008）年～ 第 2 期区民会議（任期 2 年）
- ・平成 22（2010）年～ 第 3 期区民会議（任期 2 年）
- ・平成 24（2012）年～ 第 4 期区民会議（任期 2 年）
- ・平成 26（2014）年～ 第 5 期区民会議（任期 2 年）
- ・平成 28（2016）年～ 第 6 期区民会議（任期 2 年）
- ・平成 29（2017）年 6 月 区民会議休止
- ・令和 元（2019）年 6 月 区民会議条例廃止

(5) 区民会議を通じた参加と協働による課題解決の流れ



(6) 主な取組課題

区名	主な取組課題（○の数字は取り組んだ期を表す）
川崎	①区のイメージアップ ②人づくり、世代のつながりづくり ③高齢者が安心安全に外出できる環境整備 ④津波をはじめとする水害に対する区民の防災意識の向上 ⑤各家庭での防災意識の啓発 ⑥地域防災力の向上 など
幸	①地域防災活動の推進 ②地域コミュニティ活動の推進 ③地域におけるエコ・環境の推進 ④地域防災力の向上 ⑤自転車利用者の意識改善 ⑥交通安全対策の推進 など
中原	①地域で取り組む環境対策 ②これからのコミュニティづくりを考える ③安全・安心のきずなづくりに向けて ④絆を深めて支え合う防災体制づくり ⑤地域コミュニティ、みんなでまちをきれいに ⑥災害に強い、ユニバーサルなまちづくり など
高津	①子ども・子育て支援 ②地域防災とコミュニティ ③地域でつながる新しい形のコミュニティづくり ④地域防災の推進 ⑤マンションにおける防災対策とコミュニティづくり ⑥自助・共助による防災力の向上 など
宮前	①団塊の世代による高齢者福祉のサポート ②「冒険遊び場」を広めよう！ ③坂道を活かした活力づくり ④環境を活かした「人づくり」 ⑤ほっとやすらぎステーションを上げよう ⑥地域で気づき、福祉につなぐマインドの醸成 など
多摩	①子どもが外遊びを体験できるしくみづくり ②コミュニティづくり ③家庭でできる地球温暖化防止 ④いざという時に助け合えるしくみづくり ⑤日頃の住民をつなぐ取組が減災につながる ⑥若い人に住んでもらえるまちづくり など
麻生	①こどもの見守り～地域のつながり「あいさつ」がはじまり～ ②エコのまち麻生の推進 ③循環型のまち・生ごみリサイクル ④安全・安心のまちづくり ⑤ボランティアの活動促進 ⑥ふるさと麻生づくり～愛着と誇りの醸成～ など

第3章 区民会議のあり方検討の経過

1 区役所改革の基本方針（平成28（2016）年3月策定）

10年後の地域社会を見据えた今後の区役所の果たす役割と取組の方向性を明らかにするため、「中長期的な区役所のあり方」について検討を進め、平成28（2016）年3月に「区役所改革の基本方針」を策定しました。

（1）区役所の果たすべき役割

区役所は、身近な課題は身近なところで解決するという補完性の原則に基づき、地域に密着した行政機関として、これまで担ってきた行政サービスの提供に加え、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていくことを区役所の果たすべき役割の基本的な考え方として、3つの「めざすべき区役所像」に基づく取組を推進することとしています。

【めざすべき区役所像】

- ①市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所
- ②共に支え合う地域づくりを推進する区役所
- ③多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所

（2）区民会議のあり方の検討

区民会議のあり方については、自治基本条例に基づく第4期自治推進委員会において、「調査審議結果を具体的な事業として実行していくためのしくみづくり」や「認知度向上」、「委員の役割や任期、参与の位置付け等区民会議のしくみ自体の整理」などが必要であると提案がなされたことを踏まえ、審議結果を受けた実践活動の手法などの課題があることから、新たな区民会議のあり方については、より多くの区民が当事者意識を持てるよう、身近で小さな単位での実施など、地域づくりに向けた取組との関係性を含めて検討を進めることとしています。

2 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言

(平成 29 (2017) 年 3 月)

区役所改革の基本方針を踏まえ、学識者 3 名と公募市民 2 名で構成される「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」を設置し、区における市民自治の観点から、区民会議等の既存組織の役割や方向性も含め、地域の課題解決・活性化につなげる「共に支え合う地域づくり」について検討し、その結果を平成 29 (2017) 年 3 月に提言として取りまとめました。

以下では、提言について区民会議に関する内容を抜粋します。

提言：参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ

区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考えます。

- ・「地域の課題」とは身近な目に見える、実感できる課題であり、決して普遍的・抽象的なものではなく具体的なものはずです。これまでの区民会議の課題とされてきた「調査審議結果を具体的な事業として実行していくためのしくみづくり」や「認知度向上」等についても、市民一人一人の地域課題に対する感覚と区民会議で審議している課題とに乖離があり、市民が区民会議のことを「自分事」として感じられないことが原因ではないかと考えます。
- ・区民会議委員は多様な分野や活動団体から選出されていますが、一部の委員については関心が薄いテーマとならざるを得ない場合もあり、こうした場合にも委員自身にとって「自分事」とはならず、区民会議で審議した課題解決策の実践を、地域の団体(区民会議委員の出身団体であったとしても)に委ねることも、実際の現場では極めて難しいということもあります。
- ・「参加と協働による地域課題の解決」を目的とする場合、川崎市のような 1 区あたり 20 万人前後の人口を抱える政令指定都市では、現状の区民会議のように区全域ではなく、地域包括ケア推進システムの構築を踏まえながら、小さな単位(学校区や地区社協単位など)で地域の課題解決を図ることが妥当と考えられます。
- ・実践を考えると「調査・審議」にとどまらず、無作為抽出の手法など多様な地域の方々が参加し、建設的に話し合い、実践するところまでをしくみとして導入することが必要と考えます。
- ・区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考えます。

提言：その他関連する制度等との関係

「新たなしくみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠と思われます。

- ・「新たなしくみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、区レベルでは、まちづくり推進組織や資金支援制度、市民活動支援拠点の整備など、全市レベルでは市民活動センターや市民自治財団などといった関連する既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠と思われるので、併せて提言します。

3 これからのコミュニティ施策の基本的考え方

(平成31(2019)年3月)

川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会の提言を受けて、市民創発による持続可能な暮らしやすい地域を実現するため、平成31(2019)年3月に「コミュニティ施策の考え方」を策定しました。

以下では、希望のシナリオの実現に向けた今後のコミュニティ施策の取組における「新しい参加の場」に関わる事項について抜粋します。

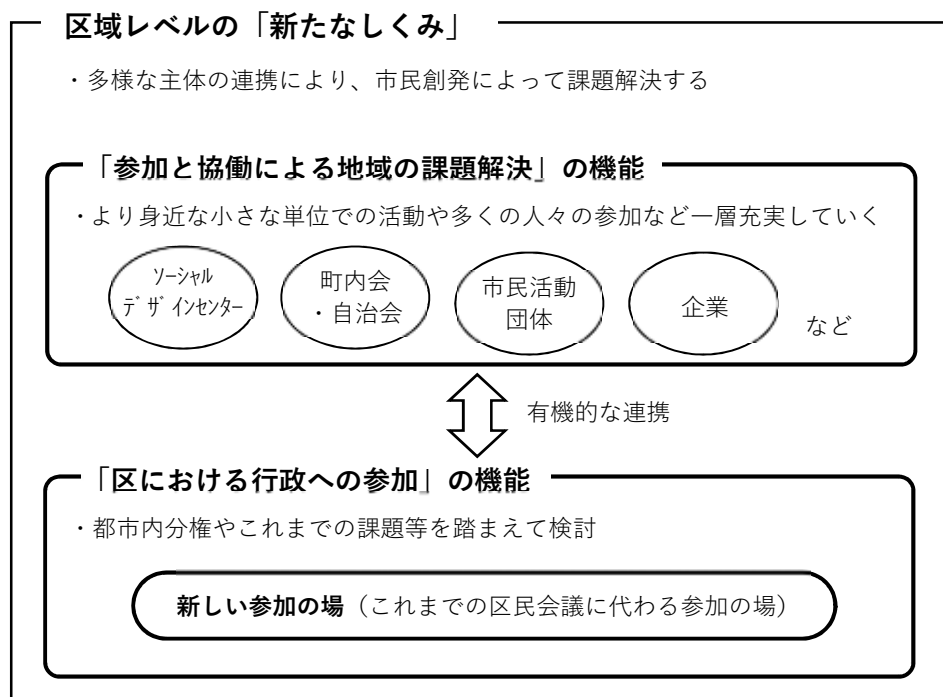
(1) 市民創発の共有

- ・川崎市では、自治運営の基本原則である情報共有、参加、協働に基づき、様々な施策を展開してきました。これまでの取組を深化させ、この「コミュニティ施策の考え方」に基づき、新たに「市民創発⁴」という考え方を共有し、様々な主体が出会いつながり、多様な資源を持ち寄りながら、より複雑化する地域課題に的確に対応し、社会の変化を促しつつ、「希望のシナリオ」を実現し、市民自治と多様な価値観を前提とした豊かで持続可能な都市型コミュニティの形成を目指していきます。

⁴ 市民創発…様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出していくというものです。(これからのコミュニティ施策の基本的考え方(平成31(2019)年3月策定))

（２）既存施策の方向性

- ・これまでの区民会議は「参加と協働による地域の課題解決」を目的に設置され、課題解決に向けた調査審議を行ってきました。また、調査審議結果を区長に提出し、区長はこれを区行政及び市政に反映するよう努める「区における行政への参加」の機能も併せて担ってきました。
- ・「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、市民創発による「新たなしくみ⁵」の環境整備を行うことにより、様々な効果が期待されることから、「新たなしくみ」に引き継がれるとともに、より身近な小さな単位での活動や多くの人の参加など、一層充実されていくものと考えられます。
- ・「区における行政への参加」の機能については、区民の多様な意見を反映する制度のあり方について、「まちのひろば⁶」や「ソーシャルデザインセンター⁷」との関係性も含めて検討を進めます。
- ・政令指定都市という大都市における都市内分権の機能という視点や既存制度の運用における課題等を踏まえ丁寧に議論を進めます。



⁵ 新たなしくみ…希望のシナリオの実現に向けて、地域のつながりをつくり、多様な主体による地域づくりを進めていくためのしくみです。（これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月策定））

⁶ まちのひろば…目的がなくても、誰もが気軽に集える場であることと同時に、活動中の人々やこれから頑張りたいと思っている人々のための場や、地域の人材が専門性を発揮して、新しい活動に結び付く「コトおこし」ができる場が想定されます。（これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月策定））

⁷ ソーシャルデザインセンター…相談、資金助成、人材育成のほか、町内会・自治会、NPO、企業等をつなぐコーディネート機能、「まちのひろば」への支援などを担う区域レベルのプラットフォーム（基盤）です。（これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月策定））

4 区民会議意見交換会及びアンケート調査

(平成29(2017)～30(2018)年2月)

各区の区民会議委員を対象とした意見交換会及び同委員へのアンケート調査を行うなど、区民会議の成果や課題について区民会議委員からの意見を聴取した結果、これまでの区民会議について、区民会議委員の負担感、効果的な課題解決に向けた実践的な展開のあり方などの課題が指摘されました。

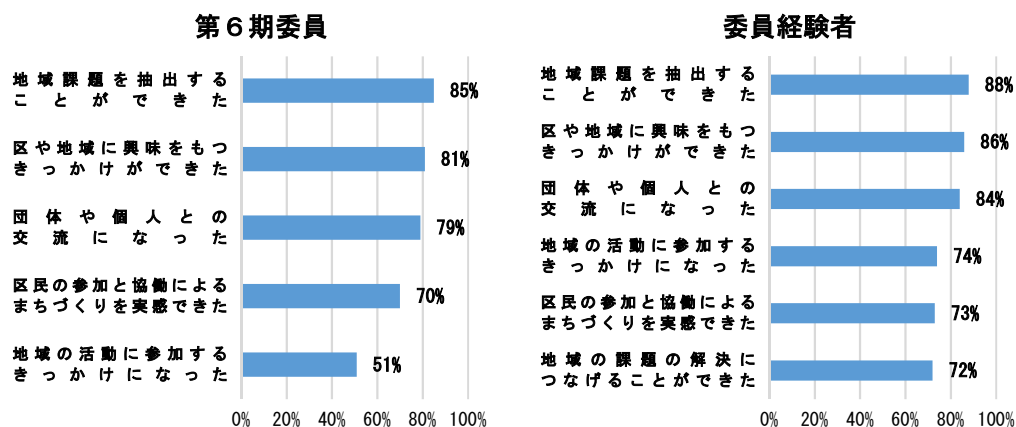
- 「地域課題を抽出することができた(色々な意見を吸い上げることができている)」、「区や地域に興味をもつきっかけができた」、「提言が行政に反映されて市民生活がよくなった」という意見から、参加のしくみとしての有効性も確認された一方で、「他の会議との重複感」、「委員構成に偏りがあった」、「他の会議との重複感や負担感があった」、「検討テーマにあった人選が必要」、「任期2年では課題解決まで見届けられない」、「会議の敷居が高く意見が言いづらい」、「市民参加の仕方も変わってきている」といった意見があり、参加のしくみとしての課題もあげられました。
- 任期2年、人数20名などを固定的に定めた区民会議条例の規定等により、柔軟な見直しが困難だったことから、これまで指摘された課題の解決が難しかった面もあったため、参加のしくみの検討にあたっては、柔軟な見直しができるしくみが求められました。

【区民会議意見交換会】

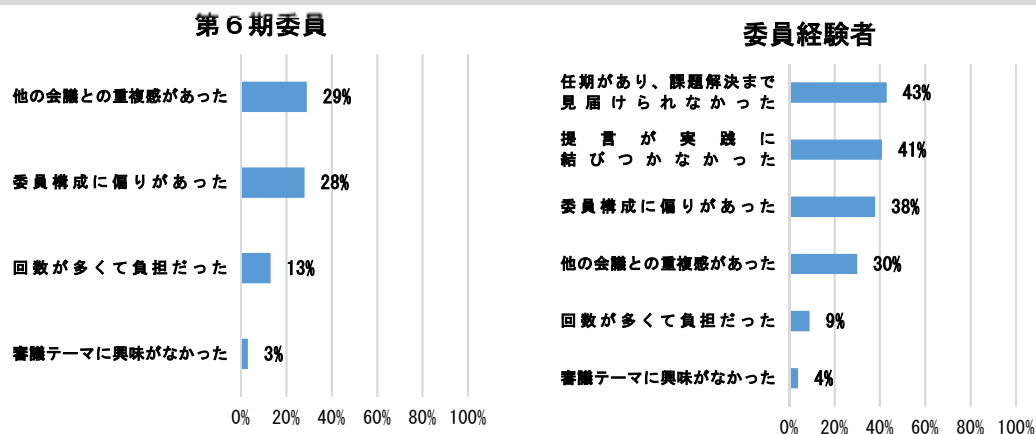


【アンケート結果】（第6期委員及び委員経験者（第1～5期委員長、副委員長等））

よかった、楽しかった、成果と感じたこと（「そう思う」と「ややそう思う」の合計（多い順））



よくなかった、大変だった、課題と感じたこと（「そう思う」と「ややそう思う」の合計（多い順））



5 コミュニティ施策検討有識者会議

コミュニティ施策推進の進捗状況等に関し、学識経験者による市民意見の整理や専門的知見から助言を得ることを目的に、川崎市コミュニティ施策検討有識者会議を設置し、学識経験者3名により、「区における行政への参加」について助言（平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度）を受けました。

以下は、助言の抜粋となります。

○制度理念

- ・これまでの課題を改善し、万能に全ての機能を担う単一の会議体を設置することは難しいため、単体の会議体ではなく、例えば、会議や広聴など複数の既存機能と補完しながら、全体として新たな区民会議システムを構成するのはどうか。
- ・新たな区民会議システムは、無作為抽出方式等のフォーラムなど、アドホック（特定・特別の目的のために臨機応変）に行う柔軟いシステム（しくみ）として捉えた方がよい。
- ・固い会議体等を作ると5年くらいで機能しなくなる可能性があるのであれば、その都度、色々なものを実験していくようなものとして、新たな区民会議システムを構築した方がよい。
- ・「新たな参加の場」には、市民意見が、参加の場で意見交換・議論させることで精査され、新しい情報となること（情報生産機能）、その議論をオープン（公開）にして社会の中に溢れ出させる機能（メディア機能）が求められる。
- ・区として、市民創発で起きていることに対して、どういうところが対応できるのか考えることが大切である。
- ・「新たな参加の場」での提案を区行政に反映できない場合、その理由をしっかりと説明すればよい。参加の場で聴いた意見を全てやらなければいけないというのは違うと思う。

第4章 区における行政への参加の基本的な考え方

1 検討における要点

これまでの制度運用における課題や、関連する方針、施策における取組を踏まえて、「新しい参加の場」のしくみを構築するため、「区における行政への参加」の検討における要点を整理します。

（１）区役所に求められる機能

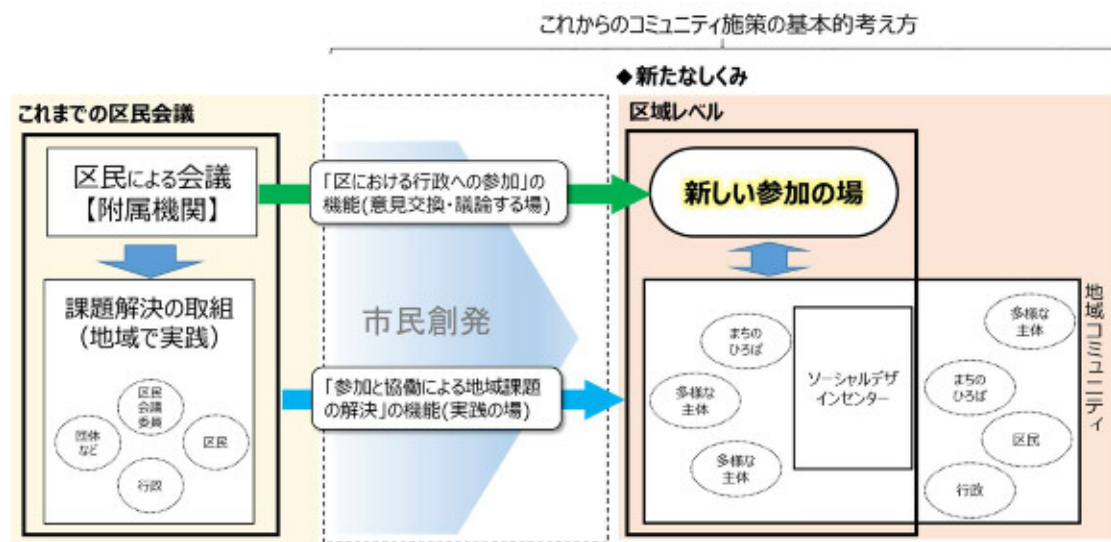
- 自治基本条例では、区役所を参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くための拠点として位置付け、区長に区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めるという役割を規定しています。
- また、市民に身近な区役所は、市民同士が支え合い、課題の解決が図られる地域づくりに向けて、地域での「顔の見える関係」や地域コミュニティの形成につながるきっかけづくりの取組を進めるとともに、地域課題対応事業の活用や取組自体の工夫などにより、多様な主体の参加と協働による地域の課題解決に取り組みます。
- 市は、こうした区役所の位置付け及び区長の役割を前提として、区における課題を市民の参加と協働により地域で主体的に解決することを目的に、多様な意見を出し合い、議論・意見交換できる環境を制度として保障していく必要があります。

（２）参加する市民の代表性のあり方

- 地域団体等の代表者や公募市民などの参加者の意見は、必ずしも市民全体の意見を代表するものではありません。しかしながら、いただいた意見を区行政及び市政に反映するよう努めることとする区民会議の制度趣旨から、参加する市民の代表性のあり方が課題となります。
- そこで、参加者に代表性を求めるのではなく、「参加の場」の透明性の確保や、出された意見を多様な対話に基づく、真摯な意見交換の結果としていくことが重要です。
- また、より多くの方の参加を得るため、無作為抽出の手法を取り入れるなど、これまで参加のきっかけがなかった市民への働きかけも必要です。

(3) コミュニティ施策の推進と地域で支え合う関係づくり

- 「コミュニティ施策の考え方」では、今後のコミュニティ施策の取組として、希望のシナリオの実現に向け、新たに市民創発という考え方に基づくまちづくりの方向性を示しました。
- これまでの区民会議が担ってきた「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、行政主導の協働スタイルを見直し、多様な主体による「新たなしくみ」による市民創発型の課題解決を目指すこととし、「区における行政への参加」の機能は、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性も含めて検討をする必要があります。
- 「ソーシャルデザインセンター」は、7区横並びに同じものを設けるのではなく、出来るところから進めていくこととしています。「新しい参加の場」についても、区の独自性を踏まえて、各区の実情に応じながら、様々な手法で試行錯誤しながら取組を進めます。
- また、地域における人と人との多様なつながりの機会が不足しているという意見もあります。地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や地域防災の取組など、地域で実践する課題解決の取組に向けて、日々の暮らしや災害時において地域で支え合う「互助」の関係づくりも重要です。



地域包括ケアシステム…川崎市では、高齢者や障害者、こどもに関わる施策をはじめとする保健医療福祉分野に限らず、まちづくりや教育、経済分野などあらゆる行政施策が連携したシステム構築をめざしています。

（４）これまでの制度運用における課題

- 「委員構成に偏りがあった」や「他の会議との重複感があった」、「任期があり課題解決まで見届けられなかった」との意見がありました。これまでの区民会議を附属機関という枠組みで実施していたため、委員や任期など実施形式を柔軟に変更することができなかったことにも、これまでの制度運用における課題の要因があります。
- 区民会議委員は、各分野から選出された後に、議題やテーマを検討・選定していたことから、その決定に時間を要し、負担が増加するだけでなく、決まったテーマによっては、委員自身にとって関心が薄く「自分ごと」として感じられなかったという指摘もありました。
- また、これまでの区民会議は様々な成果を上げてきた一方で、「提言が実践には結びつかなかった」という意見もありました。意見交換にとどまらず、課題解決の取組まで議論し、その結果を区行政及び市政の反映に努めるため、そのしくみを検討する必要があります。

課題としての主な意見（区民会議委員へのアンケート調査・区民会議意見交換会）

- ・ 課題が区民に届かない
- ・ 課題が偏りがち（テーマが似る）
- ・ 意見の敷居が高い
- ・ 楽しいことを言える雰囲気でない
- ・ 他の会議との重複感があった
- ・ 委員構成に偏りがあった
- ・ 回数が多くて負担だった
- ・ 審議テーマに興味がなかった
- ・ 任期があり課題解決まで見届けられなかった
- ・ 提言が実践に結びつかなかった

など

2 制度運用の方向性

(1) 方向性

- 大都市における市民自治充実の観点から、身近な区を単位として、「新しい参加の場」を制度として保障・充実させるため、試行の取組と継続的な意見聴取を推進しながら、今まで以上に、より多くの市民が関わり参加しやすい機会の拡充を図ります。
- 「新しい参加の場」については、一律の枠組みを最初から決めるのではなく、議題やテーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとします。
- より複雑化する地域課題に対応するため、「新しい参加の場」での対話による相乗効果と区役所と局等相互の適切な調整により、地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決を推進していきます。

(2) 基本的な考え方

① 市民自治の充実に向けた参加機会の拡充

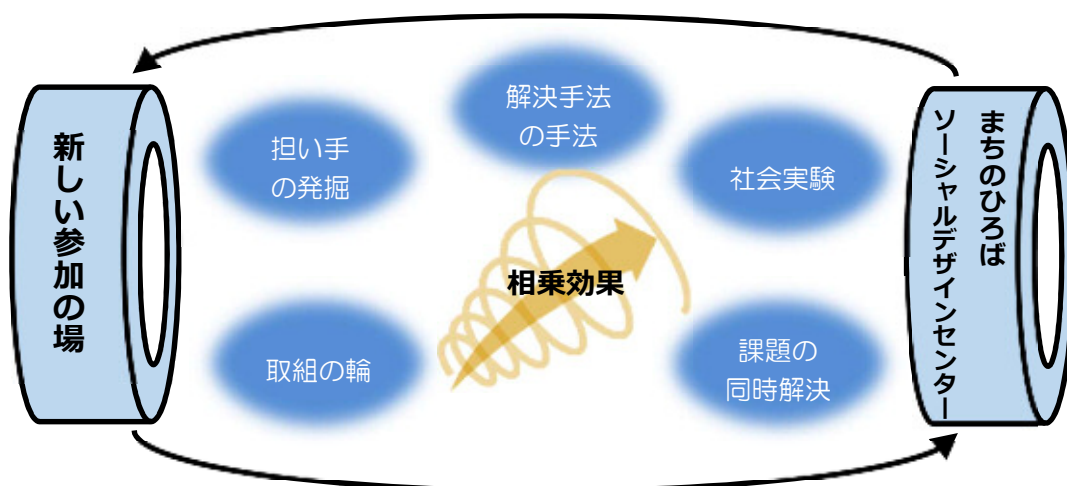
- 川崎市は、歴史的な経過から南北に細長い形であり、人口が150万人を超える政令指定都市であるため各区の状況や地域の課題も様々です。1区あたり20万人前後の人口を抱える大都市として、市民自治の充実を図るため、より多くの市民が区における行政に参加する機会を制度として保障し、有効に機能させていくことが必要です。
- これまでの区民会議は、条例で設置された附属機関として委員20人以内、任期2年など固定的な枠組みで、参加の機会が限られていました。こうした、これまでの制度運用における課題を踏まえ、「新しい参加の場」では、今までの参加者はもちろんのこと、参加のきっかけがなかった市民、無関心層など、より多くの方の参加を得るため、様々な参加手法や実施方法の工夫により、参加機会の拡充を図ります。
- 「新しい参加の場」をより良いしくみとするため、多様な手法にチャレンジしながら、試行の取組と継続的な意見聴取を推進します。

② 多様な市民意見の聴取を可能とする柔軟なしくみ

- より複雑化する地域課題の解決に向けて、多様な市民意見を聴取するために、実施形式や開催場所・時間などを工夫することにより、幅広い世代の方、地域活動を積極的にしている人やしていない人、テーマに特別関心が強い人や、逆に無関心な人など属性が異なる多くの人が参加できるよう取り組みます。
- また、より良い議論をするには、検討すべき課題がまず先にあり、その課題にふさわしいメンバー構成を検討し、対話の場を設定するという組立が望まれます。
- 「新しい参加の場」において、活発な意見交換や議論を促し、多様な意見を抽出するため、議題やテーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとします。

③ 新たな価値を創出する市民創発を促す場

- 近年、単身世帯の割合の増加や少子高齢化、住民同士の関係の希薄化など、暮らしを取り巻く地域コミュニティの環境が変化し、より地域課題が多様化・複雑化しています。
- 「コミュニティ施策の考え方」では、目的がなくても誰もが気軽に集える「まちのひろば」と、市民創発による課題解決を目的に社会変革を促す「ソーシャルデザインセンター」と、「新しい参加の場」について、地域課題を解決する役割を果たす「新たなしくみ」としています。
- 地域課題の解決に向けては、地域の実情を把握し、その動きと連動する必要があります。地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や防災、子育て等に関する取組を推進するため、支え合う関係づくりに取り組むとともに、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」と「新しい参加の場」が連携することで相乗効果を生み出し、市民創発型の課題解決の取組を推進します。
- 「新しい参加の場」において、場の持ち方や実施形式、プログラム構成等を工夫することにより、参加者の対話による市民創発を促し、それぞれの思いを共有・共感させ、今まで考えもしなかった、思いもよらない解（新たな解）を導き出すことを目指して取り組みます。

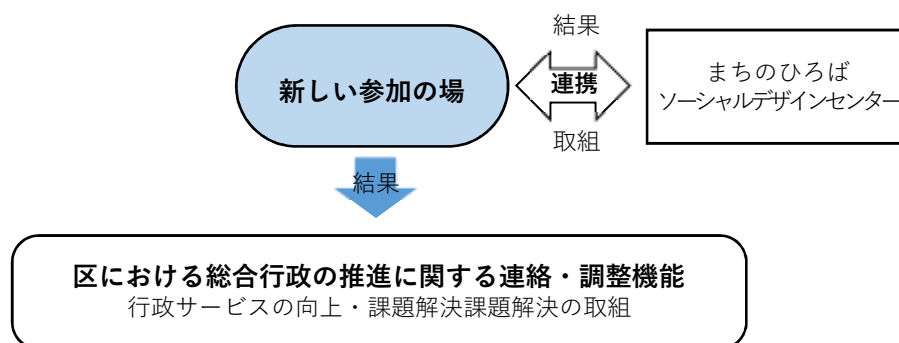


④ 組織間での調整機能の適切な運用等による課題解決の取組の底上げ

- 「新しい参加の場」で意見交換・議論した結果は、地域課題の解決に向けた真摯な意見交換の成果として尊重する必要があります。
- その成果を具体的な取組につなげる方向性については、大きく以下の3つに分けられます。

- ① 協働による解決を目指すもの⁸
- ② 市・区の事業として市民参加による解決を目指すもの
- ③ 主として地域における自主的な取組による市民創発型の解決を目指すもの

- 行政以外との協働による解決や、主として地域における自主的な取組による市民創発型の解決を目指すものについては、「新しい参加の場」の構成メンバーのつながりや、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」等との有機的な連携などにより、課題解決の取組を検討・調整します。
- 行政との協働による解決や、市・区の事業として解決を目指すものについては、関係部署や既存会議等と連携を取りながら、区における総合行政の推進に関する連絡・調整機能を適切に運用し、行政サービスの向上・課題解決の取組の底上げを図ります。



⁸協働による解決を目指すもの…市民活動団体や町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業、大学等の多様な主体がそれぞれの特徴や役割を活かして、地域の課題や社会的課題を解決する協働の担い手として期待されています。

第5章 「新しい参加の場」の基本的な枠組み

1 具体的な取組の方向性

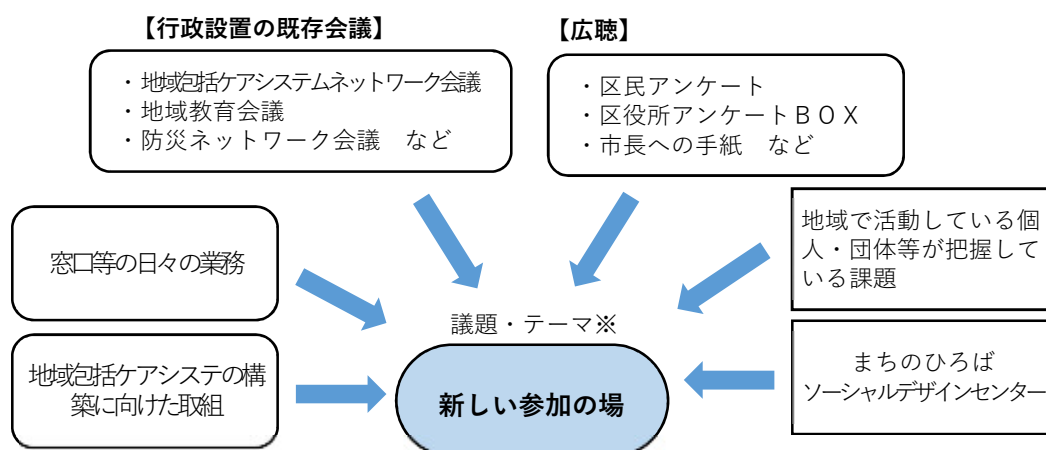
「新しい参加の場」に関する具体的な取組については、前章「区における行政への参加の基本的な考え方」に基づき、以下の方向性を基本として、試行実施に向けて検討を進めていきます。

① 若い世代や新しい人材の確保、ポストコロナ時代を見据えた取組の工夫

- ・これまで地域で活動されてきた方の豊富な知識や豊かな経験は、地域にとって貴重な財産となっています。一方で、地域活動の継続的な力を育むには、若い世代や、働き盛りの世代の参加が不可欠となります。
- ・多様な意見聴取や、新たな視点を取り入れるためにも、特に若い世代や新たな人材の参加への配慮に加え、ポストコロナ時代を見据えて、新しい生活様式を踏まえた参加の場の整備など、オンラインでの実施など積極的なICTの活用、平日夜間や休日開催など開催手段・時期を工夫して取り組みます。

② 地域の実情を踏まえた議題・テーマの設定

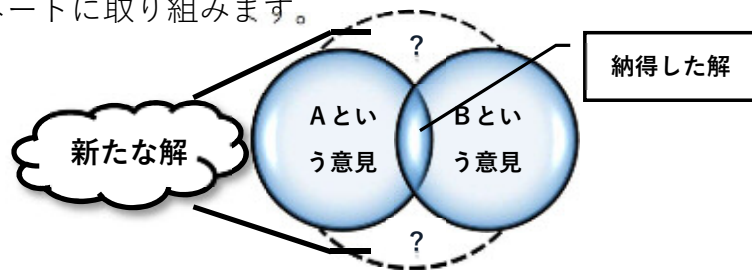
- ・「新しい参加の場」で意見交換する地域課題については、地域で生活している市民の実感に基づく課題であることが大変重要です。一方で、「区における行政への参加」という観点からは、行政計画や方針、各事業へ市民意見を反映するため、市民参加による場の設定が必要なものもあります。
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や、日々の相談業務、協働事業などで「区役所が把握している課題」及び、課題解決に向けて「地域で活動している個人・団体等が把握している課題」であって、市民の参加及び協働により課題解決に向けた取組を進める必要があるものを「議題・テーマ」として行政が設定します。



※議題・テーマを選ぶために「新しい参加の場」を開催することも想定されます。

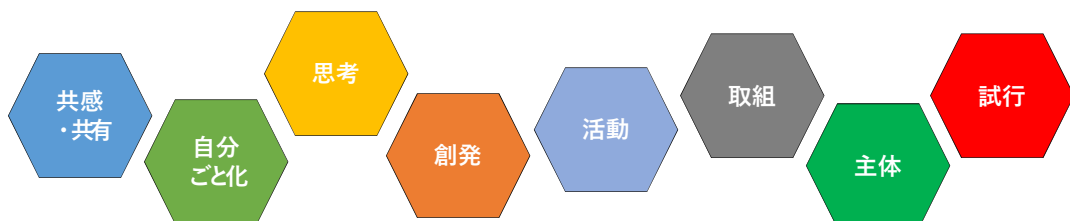
③ 場づくりのコーディネート機能

- ・「新しい参加の場」は、今までの様に、意見集約や提言など一つの解を目指す場ではなく、他者との意見交換や対話によって共感や思いの共有によって、相手を認め、様々な意見があることを理解することで、多くの意見を引き出すとともに、納得した解だけではなく、今まで考えもしなかった、思いもよらない解(新たな解)を導きだすことを目指します。そのため、意見が対立したり、異質で个性的な意見が出されたりする場合であっても、それぞれの意見を排除することなく、意見交換の場をコーディネートしていかなければなりません。
- ・本市では、区役所のコーディネート機能の強化を図るため、行政職員のファシリテート能力の向上を目指した実践的な研修などに取り組んでいます。こうした取組だけでなく、必要に応じて第三者としての立場でのファシリテーターを配置するなど、市民創発を促すため、場づくりのコーディネートに取り組めます。



④ 参加の場のプロセスデザイン

- ・「新しい参加の場」について、地域課題の解決に向けて、企画・立案（課題解決の方向性や具体的な手法を検討する場）、実践（具体的に行動する場）、評価・検証（行動を振り返り、次につなげる場）等のどの段階に設定するかによって、意見交換した結果をどのように「反映」していくのかが異なります。
- ・こうした参加の場のプロセスデザインを明確にするとともに、最終的には議論した結果を課題解決の取組までつなげることが大切となります。単に課題に対する意見に止まらず、地域課題を「自分ごと化」して、自分たちなら何ができるかという視点を持ちながら、具体的な解決方法と担い手となる実施主体についても議論することが重要です。
- ・行政が取り組むべき課題は市・区の事業として解決を目指し、地域で解決できる課題は、「新しい参加の場」の枠を超えた新しい活動の創出や、既存活動での解決など、課題解決を見据えた運用を目指します。



2 開催に関するガイドライン

開催形式等は、「1 具体的な取組の方向性」を踏まえ、以下の内容を基本として、試行実施までに詳細について検討を進めていきます。

「新しい参加の場」の開催、運営にあたっては、要綱等により運営事項を定めます。

（1）「新しい参加の場」及び参加者の位置付け

- 暮らしやすい地域社会の実現のため、他の法令や制度に基づく参加機会が確保されているものを除き、「区における行政への参加」として、参加と協働による地域課題の解決を目的に、区役所が主体となって意見交換・議論する場を創出します。
- 「新しい参加の場」は条例で委員数や任期などを定める附属機関とはせず、議題やテーマに応じて、弾力的に運用できる柔軟かつ、より多くの市民が参加できるしくみとします。
- 参加者は附属機関の委員ではないため、委嘱等はいりません。

（2）開催単位

- 「コミュニティ施策の考え方」における区域レベルの新たなしくみの一つとして、区で開催します。

（3）開催主体

- 自治基本条例における区の役割に基づき、区役所が主催します。

（4）実施形式の例

① ラウンド・ミーティング型（小規模）

- ㊦ 既存会議の代表者や、ソーシャルデザインセンターの代表者などと、少人数で区域の横断的なテーマで意見交換する。
- ㊦ テーマや対象者を絞らず、公募により幅広く意見交換する。
- ㊦ テーマ設定やターゲットを絞り、推薦や公募によって意見交換する。

② ワークショップ型（中規模）

- ㊦ 公募や無作為抽出の市民と、特定テーマで意見交換する。
- ㊦ 公募や無作為抽出の市民と、区域の横断的なテーマで幅広く意見交換する。

③ レクチャーフォーラム・シンポジウム型（大規模）

- ㊦ 専門家の話をきき、その後公募や無作為抽出の参加者と講師若しくは参加者同士で話し合う。
- ㊦ 壇上で代表者（2人～6人）が話し合い、その後、公募や無作為抽出の参加者と代表者若しくは、参加者同士で話し合う。

④ 混合型

上記①から③を組み合わせて意見交換する。

<ラウンド・ミーティング>



<ワークショップ>



<シンポジウム>



（５）意見集約や提言等

- 「新しい参加の場」は附属機関ではないため、合議し、区長等に対する報告、答申、提言等はいりません。参加者から聴取した個別意見を意見交換の結果として、行政がそれぞれの意見を類型化するなど、開催記録として取りまとめます。

（６）区民会議のリニューアルに向けた取組であることの明示

- 「新しい参加の場」は柔軟に実施することができ、会や集まりの名称等も自由に決めることが可能ですが、区民会議のリニューアルに向けた取組であることを明示します（明示する文言、名称、方法等については試行実施までに検討）。

（７）構成メンバー（参加者）の選出・人数・任期

- 「新しい参加の場」は議題やテーマに応じて、構成メンバーや人数などを設定します。

（８）構成メンバー（参加者）の役職等

- 運営にあたっては、会長等の役職は設けず、構成メンバーが対等な立場での意見交換・対話する場とします。

（９）構成メンバー（参加者）への対価

- 議題やテーマ等に応じて多様な手法で意見聴取、意見交換の場を設定し、より多くの市民が参加できるようにするため、予算の影響によって開催回数や参加人数等に制限がかからないよう構成メンバー（参加者）への対価（謝礼金）は原則、支払いません。
- ただし、学識経験者などの有識者からの意見が必要な場合や、無作為抽出により市民に参加を求める場合などは、必要に応じて、対価（謝礼金）を支払うことができるものとします（詳細は今後検討）。

（１０）公開

- 「新しい参加の場」は公開とし、ＩＣＴを積極的に活用し動画をインターネットで配信するなど、開催時間にかかわらず傍聴できる工夫をします。

（１１）開催記録

- 記録を作成し、市（区）ホームページに掲載するほか、各区で閲覧できるようにします。

（１２）実施結果の取扱い

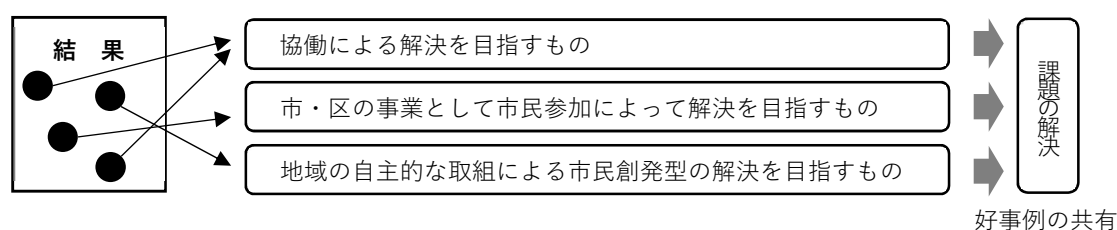
- ・「新しい参加の場」での結果は、ひとつとは限りません。それぞれの結果を、市民と行政が、その役割と責任において、課題の解決に取り組む必要があります。また、市として課題解決に取り組むことが難しい場合には、その理由を説明し応答責任を果たす必要があります。
- ・課題の解決においては、その取組を一から実施するものや、既にある取組や活動を活かしながら進めるものもあることから、その取組の熟度に応じながら実施内容を決める必要があります。

【結果を具体的な取組につなげる方向性】

（ア）協働による解決を目指すもの

（イ）市・区の事業として市民参加によって解決を目指すもの

（ウ）主として地域における自主的な取組による市民創発型の解決を目指すもの



3 今後の検討課題

令和2（2020）年11月に「参加の考え方」検討の方向性について取りまとめ、地域が抱えている課題への考え方や、元区民会議委員の経験を踏まえた意見を伺うため、同年11月下旬から12月にかけて、町内会・自治会への説明や、元区民会議委員への説明会及びアンケートを実施しました。

その中でいただいた御意見等については、「参加の考え方」に一部を反映するとともに、今後の試行実施及び「新しい参加の場」の取組を推進する上での検討課題とします。

<町内会・自治会への説明>

名称	日付	場所	人数
中原区町内会連絡協議会「役員会」	令和2年11月19日	中原区役所	22人
橘地区町会長会議	令和2年11月26日	橘出張所	36人
全町連役員会	令和2年12月1日	総合自治会館	19人
川崎区連合町内会理事会	令和2年12月11日	川崎区役所	13人
麻生区町会連合会理事会	令和2年12月11日	麻生区役所	20人
高津地区連合町内会町会長会議	令和2年12月14日	高津区役所	31人
多摩区町会連合会 役員会	令和2年12月18日	多摩区役所	13人
幸区町内会連合会	令和2年12月21日	幸区役所	22人

<元区民会議委員への説明会>

回数	日付	場所	人数
第1回【宮前区】	令和2年12月18日	宮前区役所	9人
第2回【幸 区】	令和2年12月21日	幸区役所	4人
第3回【川崎区】	令和2年12月21日	川崎区役所	13人
第4回【麻生区】	令和2年12月22日	麻生区役所	11人
第5回【多摩区】	令和2年12月22日	多摩区役所	11人
第6回【高津区】	令和2年12月23日	高津区役所	8人
第7回【中原区】	令和2年12月23日	中原区役所	10人

（１） 主な意見・質問等（元区民会議委員説明会・アンケート）

○検討の方向性について

- ・声なき声をどう取り込めるか。
- ・南部と北部で課題が違う。区の特性に基づいて議論すべき。
- ・誰が「新しい参加の場」に参加することになるのか。
- ・物事を決める時には、ある程度期限を区切ることは必要。
- ・意見をしたもの、結果としてどう反映されるのか。
- ・誰が、どうコーディネートしていくのか。
- ・予算はどうなるのか。予算がないと実行するにとてもできない。
- ・住民自治は、住民が主体でやっていくことが大切である。
- ・住民との対話をもっとしてほしい。
- ・もっと下からの声を拾い上げるべき。
- ・若い人に参画してもらうために、オンラインを活用してはどうか。
- ・若い人たちから、率直な意見を汲み上げて、参加を促進できるしくみを期待する。
- ・内容がよくわからない。
- ・議員はどのような扱いになるのか。
- ・まち協との関係性の整理が必要。
- ・まち協は、課題を持った人が参加していた。
- ・それぞれの団体がクローズな状態である。
- ・地ケアとのマッチングはどうなるのか。

○試行実施の枠組みについて

- ・構成メンバーの選出にあたって、ステークホルダーをどう設定するか。
- ・議題やテーマは誰が決めるのか。
- ・事務局は誰が担うのか。市民が事務局に入る必要があるのではないか。
- ・行政が責任を持ってやるべき。

○ソーシャルデザインセンター（以下「SDC」という。）について

- ・SDCはどのようなものか。誰がやるのか。
- ・SDCとの有機的な連携とはどのようなものか。
- ・区民会議の課題をSDCが拾い上げるのか。
- ・SDCについて、予算が3年経ったら行政から補助金が出なくなるので、本当にそれで、できるのか。行政もお金は市民の税金なので、行政の予算を使ってやっても良いと思う。
- ・行政の予算が入ると制約される部分があるので、自力でやらないと自分でやりたいことの理想は叶えられないと思う。

○これまでの区民会議について

- ・区民会議はあまり知られていない。
- ・区民会議の良さを再認識した。きちんとやっていた自負がある。
- ・附属機関でなくなることで、区の職員の関与はどうなるのか。
- ・これまでの区民会議は形式的だったので、難しさがあった。ただし、色々な人に出会えてよかった。
- ・これまでの区民会議は委員構成に偏りや選出方法に違いがあった。
- ・区民会議は提案ありきで進んでいった。
- ・環境問題などの区で取り扱えないテーマなどは取り上げてもらえなかった。区と局との連携が必要。
- ・これまでの区民会議は、行政に何をやってもらいたいかということであったが、将来的に自分の区がどうなったら良いかを話せると良いと思う。
- ・提言されたことが、実践されていない。
- ・予算の金額によって、開催回数が制限されたため、報酬はなしでよい。

○新型コロナウイルス関連について

- ・コロナの影響など、社会環境が大きく変わろうとしている。いい方向に向かえば。
- ・コロナ禍で、ITの能力の差が生まれている。



(2) 今後の検討課題

今後の検討課題について、次のとおり整理します。

○議題・テーマの具体的な設定方法

- ・これまでの区民会議では、課題・テーマ設定が行政側の主導によることもあった。地域課題を一番よく知っている地域の方の自主的な取組が大事であることを踏まえた議題・テーマ設定の具体的な方法を検討します。
- ・また、議題・テーマには、地域の将来像や魅力など前向きに取り組むことができるテーマ等の設定が可能な場としていくことも大切となります。

○構成メンバーの具体的な選出方法

- ・議題・テーマに応じて、誰をどのように選ぶかなど、実施手法に応じて、議論や意見交換を活性化させるための「構成メンバー」の具体的な選出方法を検討します。

○運営への参加

- ・事務局について、市民自治の観点から、運営を行政のみが担うだけでなく、市民も運営に参加という視点も検討します。

○具体的な課題解決に向けた調整フロー

- ・区と局で連携が必要な区域の課題について、局区間の連絡・調整機能を適切に運用するため、具体的な調整フローの見直しを検討します。

○「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との具体的な連携方法

- ・議題・テーマの設定方法や、地域の自主的な取組による市民創発型の解決を目指すものなど、各区の「ソーシャルデザインセンター」の進捗状況を踏まえて、具体的な連携方法を検討します。

第6章 今後のスケジュール

今後は、第4章を踏まえ、第5章で示した「新しい参加の場」の基本的な枠組みに基づき取組を進めていきます。

今後のスケジュールについては、令和3（2021）年度中に「新しい参加の場」の試行実施を開始し、約2年間の試行期間を設けます。令和5（2023）年度に試行実施と併せて検証作業を行い、令和6（2024）年度の本格実施を目指して取組を進めます。

各区における試行実施の間も、「新しい参加の場」の枠組み等について継続的に意見聴取を行います。また、本格実施後も柔軟なしくみとして、課題や成果を踏まえて、より良い「参加の場」となるよう常に試行錯誤し、改善を図ります。

<スケジュール（想定）>

